

コンペティション方式により、鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールの自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

平成31年3月8日

鳥取県立鳥取産業体育館
鳥取県営鳥取屋内プール
館長 宮脇正法

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

自動販売機による清涼飲料水、アイスクリーム及び栄養補助食品の販売を行う。

(3) 設置場所及び設置台数

①清涼飲料水 10台

| | |
|----------------|----|
| ア プールエントランスホール | 5台 |
| イ 体育館階段側面 | 3台 |
| ウ 大体育館入り口横 | 2台 |

②アイスクリーム自動販売機 1台

| | |
|---------|----|
| ア 事務所西横 | 1台 |
|---------|----|

③栄養補助食品 1台

| | |
|-----------|----|
| ア 体育館階段側面 | 1台 |
|-----------|----|

(4) 設置期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

設置期間満了後は、契約の更新及び設置期間の延長は行わない。

(5) このコンペティションに係る評価、選定は(3)の設置場所ごとに行うものとし、契約の締結は事業者ごとに行うものとする。

2 参加資格

このコンペティションに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について2年以上の実績を有するものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 法人等(個人事業者を含む。)の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(4) 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。

3 提案書の提出

このコンペティションに参加しようとする者は、「鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール自動販売機設置事業者募集要項」により、1の（3）の設置場所ごとに提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

（1）「鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール自動販売機設置事業者募集要項」の交付方法

平成31年3月8日（金）以降、鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール事務所にて入手するものとする。

（2）提案書の提出先及び問合せ先

〒680-0847 鳥取市天神町50-2

鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール 自動販売機選定担当

電話 0857-24-2815、0857-27-6882

ファクシミリ 0857-24-2815

（3）提案書の提出期間及び時間

持参の場合は、平成31年3月13日（水）から同年3月22日（金）までの日の午前9時から午後10時までの間、鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール事務所で受け付けるものとする。

また、郵送の場合は、平成31年3月22日（金）消印有効。

（4）提案書の提出部数

正本1部及び副本3部（副本は、複写可とする。）

（5）質問の受付

ア 質問がある場合は、平成31年3月18日（月）午後10時まで受け付けるので、文書で提出すること（ファクシミリも可）。

イ 質問への回答については、平成31年3月20日（水）の午後5時15分までに質問者に対して回答する。

4 評価方法

提案書の評価は、それぞれの審査委員（3名）が下記の基準で採点した内容点（70点満点）の平均点（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）と価格点（30点満点）を合計（100点満点）する方法により得点を算出して行う。

（内容点）

| 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|------------------|--|-----|
| 自動販売機の機能 | 省エネ性能、ピークカット機能、AED搭載等の付加価値機能、災害時飲料等提供機能 | 10点 |
| 販売品の種類、品揃え | 様々なニーズにこたえる種類・品揃え | 20点 |
| 業務対応体制 | 販売品の補充、使用済容器回収及び故障時等の対応 | 20点 |
| 社会貢献（県内での取組みに限る） | 県内スポーツへの普及・振興協力等 (例) 県内で開催される各種スポーツ大会への協賛等、 (公財) 鳥取県体育協会賛助会員ほか | 10点 |
| | その他の社会貢献 (例) ボランティア、災害飲料供給等 | 10点 |
| 計 | | 70点 |

(価格点)

| 審査項目 | 審査の視点・採点基準 | 配点 |
|--|---|-----|
| 鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールに支払う販売手数料率 | 販売に伴う鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールの収入 ※提案書に記載された販売手数料率のうち最も高率なもの（A）を30点とし、その他の提案（B）は百分比（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により配点を行う。 配点 = 30点 × B/A | 30点 |
| ※最低手数料率を下記のとおり設定し、これに満たない提案書は無効とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・清涼飲料水自動販売機 30% ・アイスクリーム自動販売機 20% ・栄養補助食品自動販売機 10% | | |

| | |
|----|------|
| 合計 | 100点 |
|----|------|

5 選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

選定結果については、提案書を提出した者（参加資格及び提出書類の不備等により無効となったものを除く）に通知する。

6 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 契約保証金 免除

8 暴力団排除

5により選定され6により契約締結となった選定者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

また、選定者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（選定者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加し

ている者を、選定者が個人事業者にあってはその代表及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- イ 暴力団員を雇用すること。
- ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請けさせること。

9 その他

(1) 提案書の無効

2 の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

このコンペティションへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プールは提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール自動販売機設置事業者募集要項による。